【韓国】医療の海外進出及び外国人患者誘致の支援に関する法律 海外立法情報課 藤原 夏人

*2015年12月22日、医療の国際展開の推進を図ることを目的とした「医療の海外進出及び外国人患者誘致の支援に関する法律」が公布され、2016年6月23日に施行された。

1 背景と経緯

李明博(イ・ミョンバク)前政権下の 2009 年 1 月、政府の「新成長原動力のビジョン及び発展戦略」が公表され、今後の経済成長エンジンとなる 17 分野の中の 1 分野として、「グローバルヘルスケア」(医療の国際展開)が掲げられた。あわせて、同月、医療法が改正され、一定の要件を満たした登録機関に限り、外国人患者の医療機関への誘致を例外的に認める規定が新設された(医療法第 27 条及び第 27 条の 2)。これにより外国人患者の誘致数は、2009 年から 2015 年にかけて、約 5 倍に急増した (2009 年:60,201 人→2015 年:296,889 人)。また、医療の海外進出事業についても、2010 年代以降、政府系機関による支援が本格化し、2015 年現在、141 の医療機関が海外 18 か国に進出している。

李明博前政権の後を継いだ朴槿恵 (パク・クネ) 現政権 (2013 年 2 月~) においても、医療の国際展開が主要な経済政策の 1 つに位置付けられ、その一層の推進を図るための新法制定の動きが進められた。政府及び与党セヌリ党は、医療の国際展開を高付加価値産業として育成する観点から、体系的かつ効率的な支援体制の構築、国際展開に必要な医療分野の規制緩和、外国人患者の権利保護等について包括的に規定した新法を制定するため、2014 年 10 月 24 日、与党セヌリ党議員の議員立法により、「国際医療事業支援法案」(以下「支援法案」) を国会に提出した。

野党は医療の国際展開の推進自体には賛同する一方、支援法案の中の、保険会社による外国人患者の誘致を認める規定等については、大規模保険会社の影響力拡大により医療が過度に営利目的化し、現行の健康保険制度を脅かすとして反対し、支援や規制緩和の範囲を縮小した対抗法案を国会に提出した。両法案は国会審議を経て、最終的に野党の要求を一定程度受け入れた委員会法案(「医療の海外進出及び外国人患者誘致の支援に関する法律案」) に一本化され、2015 年 12 月 3 日、本会議で可決された。

2 制定法の概要

制定法は、全5章(本則31か条及び附則)から成る。概要は、以下のとおりである。

(1) 定義(第2条)

「医療の海外進出」、「外国人患者誘致」及び「外国人患者」がそれぞれ定義された。「医療の海外進出」には、外国における医療機関の開設のほか、コンサルティング、人材派遣、医療機器・医薬品の提供等も含まれる。また、「外国人患者誘致」には、診療に係る行為のほか、それに付随する交通、宿泊等の便宜を図る行為も含まれる。なお、「外国人患者」には、長期在留のための外国人登録を行っている患者(留学生等)は原則として含まれない。

(2) 医療の海外進出に係る申告及び外国人患者誘致に係る登録(第4条及び第6条)

医療の海外進出に係る申告制度及び外国人患者誘致に係る登録制度が規定された。申告 先及び登録先は、いずれも保健福祉部(部は省に相当)長官(以下「長官」)である。外国 人患者誘致に係る登録の場合は、医療事故賠償責任保険又は医療賠償共済組合への加入が 義務付けられる。なお、支援法案に盛り込まれていた保険会社による外国人患者の誘致を 認める条項は、野党の要求により削除されたため、保険会社は外国人患者を誘致できない。

(3) 外国人患者の権利利益の保護及び過度の手数料等の制限(第8条~第9条)

外国人患者誘致を行う登録医療機関及び登録業者(以下「誘致機関」)に対し、①登録証の掲示、②外国語による患者の権利等の掲示、③診断名、治療方法、副作用の可能性、診療契約書、予想診療費及び医療事故発生時の紛争解決手続に関する説明が義務付けられた。また、外国人患者誘致の際に過度の手数料を要求する行為等が禁止され、違反した場合は、登録取消し及び課徴金の賦課の対象となる(第24条及び第26条)。

(4) 支援事業、専門人材養成及び評価・認証 (第12条~第14条)

長官による各種支援事業(情報提供、相談、外国政府との協定等)の実施、医療通訳者の養成及び誘致機関に対する評価に係る事項が規定された。評価の結果、長官は一定水準を満たした誘致機関を認証することができる(有効期間2年で再認証可)。

(5) 医療広告に関する特例 (第15条)

従来、医療法の規定により、外国語による医療広告は禁止されていたが、制定法により、 一部の場所(空港、貿易港、免税店等)に限り、外国語による医療広告が可能となった。

(6) 外国人患者の事前・事後管理(第16条)

現行の医療法においても、遠隔地の医療関係者間における情報通信技術を用いた相談支援等は認められているが、遠隔地に国外も含まれることを明確にするため、登録医療機関の医療関係者が国外の医療関係者に対して相談支援等の行為を行えることが明文化された。ただし、国外の外国人患者に対して、直接、医療行為を行うことはできない。

(7) 金融支援及び税制支援(第17条)

国が医療の海外進出を申告した医療機関に対し、金融及び税制上の支援ができる根拠規 定が新設された。

(8) 総合計画の策定及び政策審議委員会の設置(第 18 条~第 19 条)

医療の海外進出及び外国人患者誘致の支援に係る関係行政機関間の協議等のため、長官を委員長とする政策審議委員会が設置される。長官は、同委員会の審議を経て5年ごとに「医療海外進出及び外国人患者誘致支援総合計画」を策定しなければならない。

(9) 罰則(第28条~第29条)

登録せずに外国人患者を誘致した者は、3年以下の懲役又は3千万ウォン(1ウォンは約0.1円(平成29年1月分報告省令レート))以下の罰金に処する。海外進出を申告せず、かつ是正命令にも従わなかった者は1年以下の懲役又は1千万ウォン以下の罰金に処する。

参考文献 (インターネット情報は 2017年1月20日現在である。)

· 「[1918017] 의료 해외진출 및 외국인환자 유치 지원에 관한 법률안(대안)(보건복지위원장)」 http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_M1B5Z1Z2S0S2K2S1J2I5K0Y8D3O0E7